

資料 2-(2)

令和3年5月25日

令和4年度における国民健康保険税率等の改定について

《 諮 問 に 係 る 資 料 》

令和4年度における国民健康保険税率等の改定について

1 税率改定の趣旨

(1) 国保広域化の考え方

平成30年度から国民健康保険が広域化され、都道府県が新たに財政運営の責任主体となりました。都道府県は運営方針を策定し、市町村は運営方針に基づいて国民健康保険の運営をおこなっています。

当市においては、埼玉県が策定した埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、県から示される事業費納付金や標準保険税率の推移等から税率等の改定の実施時期や改定内容を検討し、実施する必要があります。

『埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）』における税率等の改定に関連する主な方針

- ① 赤字(法定外繰入金) … 令和8年度までに赤字(法定外繰入金)を解消する段階的な削減・解消
- ② 保険税水準の統一 … 令和9年度までに収納率格差以外の項目を統一(準統一)すること。
- ③ 賦課方式を4方式 … 令和9年度までに県内全ての市町村で資産割・平等割をなくして所得割・均等割による2方式とすること。

(2) 入間市の考え方

埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、赤字額を解消し、県が示す保険税水準の統一に向け取り組む必要があります。

- ・ 赤字額(法定外繰入金)の解消

税負担の公平性や県国保運営方針に基づき、原則、法定外繰入金を繰り入れない。

- ・ 財政調整基金の活用

被保険者の負担増を抑制するため、積極的に財政調整基金の活用を図る。

- ・ 標準保険税率に基づく税率等の改定

県が示す標準保険税率を基本として税率等の改定を実施する。

- ・ 激変緩和措置を講じた段階的な税率等の改定

被保険者の急激な負担増を回避するため、税率等の改定を段階的に実施する。

- ・ 2方式への移行

被保険者の急激な負担増を回避するため、増額幅が小さい改定の予定である2回目で実施する。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする社会情勢の変化を捉え、状況に応じ柔軟に対応する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
県	第2期 運営方針					赤字の解消	保険税の準統一 賦課方式を 2方式で統一
入間市		税率等の改定①			税率等の改定② 賦課方式を 2方式に移行		準統一の税率

2 当市の現況

(1) 当市の事業費納付金について

県から示される事業費納付金の額については、年度によって大きく上下変動しており、未だ平準化が図られていない状況にあります。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業費納付金	4, 128, 294, 326 円	4, 138, 282, 720 円	3, 754, 448, 071 円	3, 964, 028, 552 円
前年度対比額	—	9, 988, 394 円	△383, 834, 649 円	209, 580, 481 円

事業費納付金とは、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準及び医療費水準に応じて分かち合う制度であり、納付金額の算定にあたっては、被保険者数及び所得水準等に応じて所要額が按分されるとともに、市町村間で医療費水準に差がある都道府県では、医療費水準も反映される仕組みとなっています。

※ 今後の事業費納付金について

国では、財政安定化基金を都道府県が国保事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする法改正を国会で審議中です。

改定された場合、埼玉県においても事業費納付金の平準化が図られることとなり、市の財政計画も取り組みやすくなります。

(2) 当市の国保財政状況について

令和 2 年度決算見込では法定外繰入金を繰り入れていませんが、赤字が解消したわけではなく、財政調整基金からの繰入金で不足額を補っている状況です。

埼玉県が示す当市の標準保険税率と、当市の保険税率で算定した際の差額は下表のとおりであり、現在の保険税率では歳入に不足額が生じている状況です。

年度間の不足額については、事業費納付金と連動していることから変動が大きくなっています。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
標準保険税率に対する不足額	約 1 億 7, 500 万円	約 2 億 9, 300 万円	約 1 億 3, 500 万円	約 3 億円
前年度対比額	—	1 億 1, 800 万円	△1 億 5, 800 万円	1 億 6, 500 万円

※ R3 年度の被保険者については、R3.1.25 時点での R2.4.1 付のデータを使用

【参考】令和 3 年度における当市の国民健康保険税率と県が示す標準保険税率

	医療分・支援分・介護分 合計			
	所得割	資産割	均等割	平等割
入間市の税率	10.80%	10.00%	40,000 円	3,000 円
標準保険税率	10.97%	—	67,936 円	—

※ 標準保険税率については、2 方式の率を記載。

(3) 当市の国保財政調整基金について

これまで、財政調整基金からの繰入金にて不足額を補ってきましたが、現在は基金の残高が減少している状況です。

	平成 30 年度決算額	令和元年度決算額	令和 2 年度決算見込	令和 3 年度当初予算
年度当初基金残高	H30. 4 月基金設置 323,844,701 円	482,563,136 円	457,804,468 円	507,593,849 円
年度中の積立額	158,718,435 円	385,580,332 円	179,614,381 円	323,000 円
〃 取崩額 (国保特会基金繰入額)	0 円	410,339,000 円	129,825,000 円	320,226,000 円
年度末基金残高	482,563,136 円	457,804,468 円	507,593,849 円	187,690,849 円

※ 今後の財政調整基金について

現状では、標準保険税率に比べ当市の税率には乖離（不足額）があり、標準保険税率に近づける税率改定を段階的（激変緩和措置）に実施していく状況にあります。

将来的には、県が示す標準保険税率に税率設定をすることで、事業費納付金の財源不足が生じることは原則なくなり、基金からの繰入も減少するものと思われま

(4) 当市の国保財政推計について

令和 4 年度の推計ですが、歳出見込額 1 3 7 億 8,993 万 9 千円に対して基金からの繰入金を除く歳入見込額は 1 3 4 億 3,929 万円となり、3 億 5,064 万 9 千円の不足額が生じる見込みです。

令和 4 年度予算編成時の財政調整基金の残高は約 2 億 1,413 万 6 千円であり、基金の全てを繰り入れたとしても不足額を補えない状況です。

年 度	令和元年度 決 算	令和 2 年度 決算見込	令和 3 年度 当初予算	令和 3 年度 9 月補正時推計	令和 3 年度 推 計	令和 4 年度 当初予算推計	
歳入(基金繰入金を除く)	14,852,215,986	14,399,853,831	14,009,021,000	14,207,325,000	14,034,974,998	13,439,290,000	
基金からの繰入金	410,339,000	129,825,000	320,226,000	320,226,000	286,318,000		
歳 入 合 計	15,262,554,986	14,529,678,831	14,329,247,000	14,527,550,000	14,321,292,998	13,439,290,000	
歳出(事業費納付金を除く)	10,915,658,692	10,576,926,016	10,480,352,000	10,563,523,000	10,357,262,580	10,034,496,000	
事業費納付金	4,138,282,720	3,754,448,071	3,848,895,000	3,964,029,000	3,964,028,552	3,755,443,000	
歳 出 合 計	15,053,941,412	14,331,374,087	14,329,247,000	14,527,550,000	14,321,291,132	13,789,939,000	
歳入 - 歳出	208,613,574	198,304,744	0	0	1,866	△350,649,000	
財政調整基金	年度当初残額	482,563,136	457,804,468	507,593,849	507,593,849	507,593,849	
	積立金	385,580,332	179,614,381	323,000	26,767,000	26,767,000	
	繰入金のうち基金からの繰出額	△410,339,000	△129,825,000	△320,226,000	△320,226,000	△286,318,000	
	年度末残額	457,804,468	507,593,849	187,690,849	214,136,041	248,044,715	

市としても、健康増進事業の実施やジェネリック医薬品の推進等により医療費の抑制を図ることで歳出の削減に努めております。

また、収納率の向上や更なる保険者努力支援の達成等による交付金の獲得に努めており、歳入の確保にもつとめております。

国に対して更なる財政支援についても継続して要望しておりますが、当市の国保財政は厳しい状況にあります。

3 協議事項

以下のことから、令和4年度に税率等の改定が必要であると考えます。

○ **1 税率改定の趣旨**より

- ・令和9年度までに県の示す標準保険税率に税率等の改定をおこなう必要がある。
- ・激変緩和を図るため、一度の改定で標準保険税率に近づけるのではなく、財政調整基金を活用しつつ、段階を踏んで税率等を改定する。

○ **2 当市の現況**より

- ・法定外繰入金は繰り入れていないが、赤字に財政調整基金からの繰り入れを充てている状況であり、令和3年度当初予算における基金からの繰入額は約3億2,000万円。
- ・令和3年度における当市の税率と標準保険税率とで税額を試算した際の差額でみた不足額は約3億円。
- ・財政調整基金の積立額は減少しており、令和4年度の当初予算編成時には不足額を財政調整基金からの繰入金で賄うことが見込めない状況。

○ 財政推計の表より（表1参照）

- ・現在の推計で見込まれる令和4年度の不足額は約3億5,000万円
- ・令和9年度までの財政推計では、令和5年度以降も毎年度2億3,000万円～2億4,000万円の不足額が生じる見込み

税率等の改定で見込む額について、以下の案でよろしいか協議する。（表2参照）

【案】税率改定で見込む額：1億5,000万円

財政調整基金からの繰入金：2億円

一人当たりの平均増税額：4,636円

基金からの繰り入れで補えない不足額を税率等の改定で賄う

- ・被保険者の負担増が最低限に抑制される。
- ・保険税水準の準統一（令和9年度）までに段階を踏むことにより、激変緩和を図ることができる。

→この税率等の改定により、令和5年度および令和6年度については、税率改定の効果額および財政調整基金からの繰り入れにより不足額が賄える見込み。

→令和7年度には約1億円の赤字額が発生する見込みから、標準保険税率に近づける税率等の改定が必要となる。

賦課方式の2方式への移行は、令和4年度改定ではなく次回の税率等の改定時としてよろしいか協議する。

当市の協議会の答申および県国保運営方針に基づき、賦課方式については2方式へ移行するが、令和4年度の改定での被保険者の大幅な負担増を回避するため、次回の改定時での実施としたいものです。

○ 改定の時期を令和4年度ではなく次回の改定時としたい理由

- ・ 2方式へ移行することで、資産割を持たない低所得世帯や多子世帯などでは負担が増大することとなる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の経済状況の悪化が見込まれる。
- ・ 被保険者の急激な負担増を回避するため、増額幅が小さい改定の予定である2回目で実施したい。

参考

【4方式から2方式へ変更する理由】

○ 資産割の廃止

- ・ 利益を生まない居住用の資産にも課税されていること。
- ・ 資産割は、固定資産税に応じて課税されるため、二重課税との捉え方が強い。
- ・ 市外に所有する固定資産は資産割の算定対象ではないため、被保険者に不公平感が生じる。
- ・ 他の保険制度（被用者、後期高齢者医療、介護保険）には資産割がない。

○ 平等割の廃止

- ・ 一人世帯の低所得の高齢者が増加している現状とかけ離れており、一人世帯への負担感が強い。
- ・ 世帯構成人数が減少する中、世帯の人数に関係なく平等割に係るなど不公平感があり、均等割との違いの意義が薄れてきている。

【当市における2方式への移行への取組状況】

年 度	医 療 分			
	所得割	資産割	均等割	平等割
平成20年度～平成26年度	5.5%	40.0%	8,000円	12,000円
平成27年度～平成29年度	6.9%	20.0%	15,000円	6,000円
平成30年度～	7.4%	10.0%	20,000円	3,000円
2方式（最終形）		廃止		廃止

※ 支援分、介護分については、資産割や平等割はなく2方式となっている。

国民健康保険特別会計決算及び財政推計

令和4年度以降の推計については、税率改定をおこなわず、基金からの繰り入れもおこなわない前提で推計し、各年度の不足額を明確にする。

単位：円

		令和元年度 決 算	令和2年度 決算見込	令和3年度		
				当初予算	9月補正	推 計
被保険者数（年度平均）		34,724人	34,725人	34,726人	34,727人	34,728人
歳 入	①国民健康保険税	3,224,434,467	3,131,271,278	3,038,143,000	3,038,143,000	3,034,559,120
	②基金からの繰入金	410,339,000	129,825,000	320,226,000	320,226,000	286,318,000
	①②を除く歳入	11,627,781,519	11,268,582,553	10,970,878,000	11,169,181,744	11,000,415,878
	計	15,262,554,986	14,529,678,831	14,329,247,000	14,527,550,744	14,321,292,998
歳 出	③事業費納付金	4,138,282,720	3,754,448,071	3,848,895,000	3,964,028,552	3,964,028,552
	④基金への積立金	385,580,332	179,614,381	323,000	26,768,192	26,768,866
	③④を除く歳出	10,530,078,360	10,397,311,635	10,480,029,000	10,536,754,000	10,330,495,580
	計	15,053,941,412	14,331,374,087	14,329,247,000	14,527,550,744	14,321,292,998
歳 入 － 歳 出		208,613,574	198,304,744	0	0	0
財政調整基金への積立		385,580,332	179,614,381	323,000	26,768,192	26,768,866
財政調整基金残高		457,804,468	507,593,849	187,690,849	214,136,041	248,044,715
1人あたりの保険税額		86,887	87,352			85,734

表1

以降、基金繰入金をゼロとし、「歳入－歳出」欄にて年度の不足額の推計を記載

令和4年度 推 計	令和5年度 推 計	令和6年度 推 計	令和7年度 推 計	令和8年度 推 計	令和9年度 推 計
32,354人	31,856人	31,313人	30,904人	30,574人	30,164人
2,911,066,000	2,846,625,970	2,785,576,401	2,731,667,847	2,690,466,400	2,644,423,025
10,528,224,000	10,568,613,512	10,426,524,571	10,327,848,737	10,264,739,100	10,174,513,921
13,439,290,000	13,415,239,482	13,212,100,972	13,059,516,584	12,955,205,500	12,818,936,946
3,755,443,000	3,697,637,416	3,634,609,506	3,587,135,444	3,548,831,189	3,501,241,054
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
10,034,495,000	9,957,538,173	9,814,510,914	9,714,925,788	9,649,783,929	9,559,883,910
13,789,939,000	13,655,176,589	13,449,121,420	13,302,062,232	13,198,616,118	13,061,125,964
△ 350,649,000	△ 239,937,107	△ 237,020,448	△ 242,545,648	△ 243,410,618	△ 242,189,018
100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
348,045,715	448,045,715	548,045,715	648,045,715	748,045,715	848,045,715
85,734	85,734	85,734	85,734	85,734	85,734

R3. 5. 10現在

表2

国民健康保険特別会計財政推計（令和4年度から令和9年度）

令和4年度に改定幅1.5億円の税率等の改定をおこなった場合の
令和4年度～9年度の財政推計

推計は当初予算ベース

	令和4年度 推 計	令和5年度 推 計	令和6年度 推 計	令和7年度 推 計	令和8年度 推 計	令和9年度 推 計
平均被保険者数（推計）	32,354人	31,856人	31,313人	30,904人	30,574人	30,164人
前年比	-3.4%	-1.5%	-1.7%	-1.3%	-1.1%	-1.3%

改定幅 1.5億円	歳 入	国保税	29.1億円	28.4億円	27.8億円	27.3億円	26.9億円	26.4億円
		改定額	1.5億円	1.3億円	1.2億円	1.1億円	1.0億円	0.9億円
		基金繰入金	2.0億円	1.1億円	1.1億円	0.6億円	0.5億円	0.5億円
		その他	105.3億円	105.8億円	104.4億円	103.2億円	102.6億円	101.7億円
	計	137.9億円	136.6億円	134.5億円	132.2億円	131.0億円	129.5億円	
	歳 出	事業費納付金	37.6億円	37.0億円	36.4億円	35.9億円	35.5億円	35.1億円
		その他	100.3億円	99.6億円	98.1億円	97.2億円	96.5億円	95.6億円
		計	137.9億円	136.6億円	134.5億円	133.1億円	132.0億円	130.7億円
	「歳入」－「歳出」		0.0億円	0.0億円	0.0億円	-0.9億円	-1.0億円	-1.2億円

1人あたりの平均増税額：4,636円

4 今後の協議事項

○ 税率等の設定（第2回および3回運営協議会）

第1回の運営協議会で決定した内容を基に、具体的な税率等についてご協議いただく予定です。

5 今後のスケジュール

(1) 国民健康保険運営協議会

- ① 5月25日 令和3年度第1回入間市国民健康保険運営協議会
- ② 8月3日 令和3年度第2回入間市国民健康保険運営協議会
- ③ 10月19日 令和3年度第3回入間市国民健康保険運営協議会
- ④ 1月18日 令和3年度第4回入間市国民健康保険運営協議会

本日

※ なお、必要に応じて上記以外にも会議を開く場合があります。

(2) 答 申

運営協議会での検討結果を答申とする。

(3) 議 会

- ・ 12月議会全員協議会で説明
- ・ 12月議会にて審議

(4) 議会での審議結果の報告

- ・ 1月18日 令和3年度第4回入間市国民健康保険運営協議会にて報告

(5) 広報活動

- ・ 2月～3月の間、税率改定について広報いるま等により周知を図る